

山口県報

平成17年
7月12日
(火曜日)

目 次

規則

- 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....
- 山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル対策課).....
- 下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(水産課).....



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十七号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の第三項第一号(3)中「合併」の下に「及び分割」を加え、同号中(5)を(23)から(50)までを(24)から(51)までとし、(22)を削り、(21)を(23)とし、同号(20)中「(16)」を「(18)」に改め、同号中(20)を(22)とし、(15)から(19)までを(17)から(21)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15) 条例第十一条の第二項の規定に基づき、買受人の業務に係る営業の譲渡し及び譲受け並びに合併を承認すること。

(16) 条例第十一条の第三項の規定に基づき、買受人の業務の相続の承認をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十八号

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十一年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第一号様式中

「関係市町村の名称」を

「浄化槽保守点検業を行うところ区域」

に改め、同様式の添付書類6中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式の注中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 「浄化槽保守点検業を行うところ区域」欄は、市町村の区域内の町又は字等の名称を記入すること。

別記第二号様式中

「関係市町村の名称」を

「浄化槽保守点検業を行うところ区域」

に改め、同様式の備考中「日本工業規格B列5」を

「日本工業規格A列4」に改める。

別記第三号様式中

「関係市町村の名称」を

「浄化槽保守点検業を行うところ区域」に改める。

別記第五号様式中「関係市町村の名称」を「浄化槽保守点検業を行うところ区域」に改める。

別記第六号様式中」 2 住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)を

2 住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)に改める。
3 浄化槽保守点検業を行おうとする区域

別記第九号様式中
1 死亡による消滅 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産による解散 4 法人の合併又は破産以外の事由による解散 5 廃止
を

1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産による解散 4 法人の合併又は破産以外の事由による解散 5 廃止
に改める。

附 則

この規則は、山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第八十七号)の施行の日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定、別記第一号様式の改正規定(添付書類6に係る部分に限る。)及び別記第九号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第九十九号

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

下関漁港地方卸売市場条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号口を次のように改める。

口 登記事項証明書

第七条第二項中「役員」の戸籍抄本及び履歴書を添えて、「役員」を「登記事項証明書を添えて、役員」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の承認の申請)

第七条の二 条例第十一条の二第三項の規定による申請は、当該申請が同条第一項の承認に係るものであるときは、営業譲渡譲受承認申請書(別記第七号様式の二)に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- 一 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
- 二 譲受人である申請者が法人である場合にあつては、当該譲受人に係る第六条第一項第一号に掲げる書類
- 三 譲受人である申請者が個人である場合にあつては、当該譲受人に係る第六条第一項第二号に掲げる書類

2 条例第十一条の二第三項の規定による申請は、当該申請が同条第二項の承認に係るものであるときは、合併承認申請書(別記第七号様式の三)に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- 一 合併に係る契約書の写し
- 二 第六条第一項第一号に掲げる書類

3 第六条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

(相続の承認の申請)
第七条の三 条例第十一条の二第三項において準用する条例第十一条の二第三項の規定による申請は、業務相続承認申請書(別記第七号様式の四)に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者が条例第九条の承認に係る業務を引き続き営むことについての申請者以外の相続人の同意書の写し
- 三 申請者に係る第六条第一項第二号に掲げる書類

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十条第一項中「条例第九条」の下に、「条例第十一条の二第二項若しくは第二項又は条例第十一条の三第一項」を加え、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 買受人が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、当該買受人に係る買受人章を局長に返納しなければならない。

- 一 死亡した場合 相続人
- 二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人
- 三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人

四 営業(条例第九条の承認に係るものに限る。)の譲渡をした場合 譲受人

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

別記第四号様式の添付書類1の(2)を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

別記第七号様式の添付書類を同添付書類2とし、同添付書類2の前に次のように加える。

／ 資本又は出資の額の変更に係る場合にあつては、変更後の登記事項証明書
別記第七号様式の次に次の三様式を加える。

第7号様式の2 (第7条の2関係)

営 業 譲 渡 譲 受 承 認 申 請 書

年 月 日

山口県下関水産振興局長 様

郵便番号

譲渡人 住 所 氏 名

(電話)

申請者

郵便番号

譲受人 住 所 氏 名

(電話)

局 (番)

下記のとおり買受人の業務に係る営業の譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、下関漁港地方卸売市場条例第11条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

承 認 番 号	第 号
譲渡し及び譲受け予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けをしようとする理由	

添付書類

- 1 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
 - 2 譲受人である申請者が法人である場合にあつては、当該譲受人に係る下関漁港地方卸売市場条例施行規則第6条第1項第1号に掲げる書類
 - 3 譲受人である申請者が個人である場合にあつては、当該譲受人に係る下関漁港地方卸売市場条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる書類
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 「承認番号」欄は、譲渡人について記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式の3 (第7条の2関係)

合併承認申請書

年月日

山口県下関水産振興局長 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
の名称
代表者の氏名
(電話番号)
申請者
郵便番号
主たる事務所の所在地
の名称
代表者の氏名
(電話番号)

下記のとおり買受人の合併の承認を受けたいので、下関漁港地方卸売市場条例第11条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

承認番号	第	号	第	号
合併後存続する法人又は合併により設立される法人	名称	主たる事務所の所在地	資本金又は出資の額	役員及び役職名
合併予定年月日	年	月	日	
合併の方法及び条件				
合併をしようとする理由				

添付書類

1 合併に係る契約書の写し

2 下関漁港地方卸売市場条例施行規則第6条第1項第1号に掲げる書類

注 法人の合併が三以上である場合は、申請者を連記するものとし、「承認番号」欄は別紙とすること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式の4 (第7条の3関係)

業務相続承認申請書

年月日

山口県下関水産振興局長 様

郵便番号
申請者住所
の氏名
(電話番号)
申請者住所
の氏名
(電話番号)

下記のとおり買受人の業務の相続の承認を受けたいので、下関漁港地方卸売市場条例第11条の3第3項において準用する同条例第11条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

承認番号	第	号
被相続人との続柄	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続開始年月日	年	月 日

添付書類

1 申請者と被相続人との続柄を証する書類

2 申請者が下関漁港地方卸売市場条例第9条の承認に係る業務を引き継ぎ営むことについての申請者以外の相続人の同意書の写し

3 申請者に係る下関漁港地方卸売市場条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

この規則は、
附 則
公布の日から施行する。

平成十七年七月十二日印刷
平成十七年七月十二日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）